

<報道発表資料>

(府同時)

令和 7 年 8 月 4 日

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

京都市児童福祉センター児童相談所

令和 6 年度における児童虐待相談・通告等の状況

及び被措置児童等虐待の状況

令和 6 年度の京都市の児童相談所における児童虐待相談・通告等の状況及び被措置児童等虐待の状況をお知らせします。

【令和 6 年度における児童虐待相談・通告等の状況】

1 相談・通告件数及び認定件数の推移

年 度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
京都市	相談・通告件数	2,907	3,125	3,288	3,443	3,371	① 2,205
							② 1,166
	認定件数	2,175	2,170	2,257	2,522	2,479	① 1,667
							② 812

※ 令和 6 年度欄の①は京都市児童相談所（南区及び伏見区を除く区域を所管）、②は京都市第二児童相談所（南区及び伏見区を所管（深草及び醍醐支所管内を含む。)) における件数

- 相談・通告件数は「3, 371 件」（前年度比 72 件減）、認定件数は「2, 479 件」（前年度比 43 件減）となっています。子どもが被害者となる痛ましい事件が多数報道されていることや児童虐待に関する啓発等による社会的な関心、関係機関の認識の高まりもあり、相談・通告件数及び認定件数ともに高い水準となっています。
- 近年の相談・通告件数及び認定件数の増加の要因としては、子どもの面前で行われた配偶者間の暴力や、DV（ドメスティック・バイオレンス）による警察からの心理的虐待通告によるものが大きいと考えられます。

2 経路別の相談・通告件数及び認定件数の推移

年度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	児童委員	保健福祉センター	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	計
令和2	41	22	372	11	1	165	41	55	1,657	205	337	2,907
	37	19	190	10	1	145	37	54	1,186	189	307	2,175
令和3	65	16	390	11	8	166	45	84	1,826	207	307	3,125
	59	11	112	11	7	149	38	67	1,275	163	278	2,170
令和4	88	35	347	10	2	196	37	76	1,985	230	282	3,288
	67	21	140	8	2	164	29	64	1,298	207	257	2,257
令和5	97	30	272	10	4	138	49	88	2,200	264	291	3,443
	70	11	103	8	2	133	41	65	1,605	226	258	2,522
令和6	104	37	231	16	1	121	36	119	2,179	233	294	3,371
	88	32	71	10	0	110	30	109	1,544	220	265	2,479

※ 上段は経路別の相談・通告件数を、下段は経路別の認定件数を示す。

- 相談・通告件数ベースでは、「警察等」（2, 179件、64.6%）が最も多く、「学校等」（233件、6.9%）や「近隣知人」（231件、6.9%）が多くなっています。認定件数ベースでは、「警察等」（1, 544件、62.3%）が最も多く、「学校等」（220件、8.9%）や「保健福祉センター」（110件、4.4%）が多くなっています。
- 「その他」（相談・通告件数294件（8.7%）、認定件数265件（10.7%））の件数の多くは、相談・通告のあった児童に「きょうだい」がいる場合には、虐待のハイリスク家庭であることを理由に、「きょうだい」についても、相談・通告件数への計上及び虐待認定を行っていることによるものです。

3 内容別・年齢別の認定件数

（内容別）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体的虐待	624	588	566	612	627
性的虐待	15	5	12	10	17
ネグレクト	271	291	340	373	339
心理的虐待	1,265	1,286	1,339	1,527	1,496
計	2,175	2,170	2,257	2,522	2,479

(年齢別)

令和 6 年度	0～3 歳未満	3 歳～学齢前	小学生	中学生	高校生他	計
身体的虐待	64	121	244	145	53	627
性的虐待	0	4	6	5	2	17
ネグレクト	109	76	94	42	18	339
心理的虐待	330	274	517	228	147	1,496
計	503	475	861	420	220	2,479

- 内容別では、「心理的虐待」(1, 496 件、60.3%) が最も多く、次いで「身体的虐待」(627 件、25.3%)、「ネグレクト」(養育放棄)(339 件、13.7%) の順となっています。
- 年齢別では、就学前児童(0～3 歳未満、3 歳～学齢前)の割合が、約 4 割(978 人、39.5%) を占めています。

4 主たる虐待者別の認定件数

年度	父		母		その他	計
	実 父	実父以外	実 母	実母以外		
令和 2	1,109	83	939	4	40	2,175
令和 3	1,118	79	928	0	45	2,170
令和 4	1,162	68	993	5	29	2,257
令和 5	1,291	90	1,093	6	42	2,522
令和 6	1,205	73	1,150	6	45	2,479

- 主たる虐待者は、「実父」の件数(1, 205 件、48.6%) が最も多く、次いで「実母」(1, 150 件、46.4%) が多くなっています。

【令和 6 年度における被措置児童等虐待通告の状況】

- 1 被措置児童等虐待の事実があったと認定した件数(通告受理件数)
1 件(7 件)
- 2 被措置児童等虐待の事実があったと認定した事案の概要
 - 施設等の種別
社会的養護関係施設

● 被措置児童等虐待の状況

虐待を受けた被措置児童		虐待を行った施設等職員 (行為者)		被措置児童等虐待 の類型
性別	年齢階級	性別	職種	
女	中1	女	児童指導員	心理的虐待(※)

※ (内容) 行為者が感情を抑えきれずに、威圧的な言葉かけを行ったもの

● 京都市が講じた措置

- ・ 児童及び関係職員から聴き取りを実施
- ・ 発生原因の分析及び改善指示並びに改善計画の策定指示

<お問合せ先>

【令和6年度における児童虐待相談・通告等の状況】について

京都市児童福祉センター児童相談所

電話：075-950-0748

【令和6年度における被措置児童等虐待通告の状況】について

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

電話：075-222-3939

【(参考) 本市における児童虐待対策の取組】

1 児童虐待の未然防止・再発防止

年 度	内 容
令和2年度	・ 児童相談所及び各区役所・支所子どもはぐくみ室において必要な情報を共有するシステムを開発し、両機関に導入 ・ きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点の開設 対象地域（中京区・下京区・南区・伏見区）における里親支援機能・ショートステイ機能を総合的に実施する拠点として、下京区に開設。 ・ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）実施箇所を拡大。
令和3年度	・ 「京都市スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）」の拡充 令和3年10月以降、対象月齢を生後3か月未満から1年未満に拡充し、支援体制の更なる強化を図る。 ・ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）実施箇所を拡大。
令和4年度	・ 「京都市出産・子育て応援事業」の開始 全ての妊婦・子育て家庭が、より安心して出産・子育てができるよう、「伴走型相談支援」と「出産・子育て応援ギフトの支給」を一体的に実施。
令和6年度	・ 「京都市スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）」の拡充 電子による申請を開始し、利便性の向上を図るとともに、利用対象者を拡充し、希望される方が産後ケアを受けていただけるよう事業を充実させ、育児不安や負担感の軽減を図る。 ・ SNS等での相談支援事業（妊娠・出産・子育て等）の実施 市民の方が相談したいタイミングで妊娠・出産・子育て等に関する悩みを相談できるよう、SNS等を活用した相談支援事業を実施。
令和7年度	・ 7月から府市協調で「きょうと妊娠SOS」及び「きょうと妊娠から子育てSNS相談」としてSNS等を活用した相談支援事業の内容を拡充。予期せぬ妊娠への相談体制を強化し、子育てに関する相談対象年齢を拡大。 ・ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ）実施箇所を拡大。

2 児童相談所の体制整備

年 度	内 容
令和2年度	・ 組織編成の一部見直しと併せて、児童相談所及び第二児童相談所に計8名の児童福祉司（主席児童福祉司1名を含む）を増配置 ・ 社会的養育推進担当課長1名及び里親養育支援係長を新たに配置し、里親養育支援係を新設

	・ 面前DVや119番通報に伴う警察からの書面通告や、近隣住民等から寄せられる、いわゆる泣き声通告に係る初動調査・啓発業務等を専任で行う会計年度任用職員（6名）を新たに配置
令和3年度	・ 児童相談所に児童心理司1名を増配置し、第二児童相談所に担当係長（児童心理司）1名を新たに配置
令和4年度	・ 児童相談所及び第二児童相談所に児童心理司（計2名）を増配置 ・ 虐待のためのSNSを活用した相談体制の構築をはじめとする体制強化のため、3名（児童福祉司2名を含む）を増配置
令和5年度	・ 相談から支援までをワンストップで対応するため児童相談所の相談課と支援課を集約し、相談支援第一課及び第二課を創設 ・ 児童支援の充実等に対応するため児童相談所に企画調整課を創設 ・ 職員規模に応じた指揮命令系統の強化や、地域・関係機関との連携をより強化するため、第二児童福祉センター長に部長級職員を新たに配置
令和6年度	・ 児童相談所企画調整課に担当係長1名及び相談支援第二課に主席児童福祉司（施設担当）1名を増配置 ・ 児童相談所に児童福祉司2名及び児童心理司3名を増配置 ・ 第二児童相談所に児童福祉司2名及び児童心理司3名を増配置
令和7年度	・ 一時保護所に担当係長2名を増配置 ・ 児童相談所に児童福祉司1名及び児童心理司4名を増配置 ・ 第二児童相談所に児童福祉司2名及び児童心理司1名を増配置

